

岩手県告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり小本川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

令和2年1月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 小本川漁業協同組合

(2) 住所 下閉伊郡岩泉町岩泉字中野40番地42

2 漁業権の免許番号 内共第5号

3 変更の内容

変更前	変更後																
<p>(特設釣場及びつかみどり漁場)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄に掲げる水産動物を対象に、ウ欄に掲げる期間に組合が濃密放流して開設する特設釣場において遊漁しようとする者は、エ欄に掲げる料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>ア 区域</th><th>イ 名称</th><th>ウ 期間</th><th>エ 遊漁料 (日券)</th></tr></thead><tbody><tr><td>下閉伊郡岩泉町岩泉清水川龍泉洞橋下流端から東北電力株式会社岩泉第二発電所取水えん堤までの間の<u>990m</u>の区域</td><td>やまめ</td><td><u>5月1日</u>から9月30日までの期間のうち毎年組合が別に定めて公表した期間</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	ア 区域	イ 名称	ウ 期間	エ 遊漁料 (日券)	下閉伊郡岩泉町岩泉清水川龍泉洞橋下流端から東北電力株式会社岩泉第二発電所取水えん堤までの間の <u>990m</u> の区域	やまめ	<u>5月1日</u> から9月30日までの期間のうち毎年組合が別に定めて公表した期間	[略]	<p>(特設釣場及びつかみどり漁場)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄に掲げる水産動物を対象に、ウ欄に掲げる期間に組合が濃密放流して開設する特設釣場において遊漁しようとする者は、エ欄に掲げる料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>ア 区域</th><th>イ 名称</th><th>ウ 期間</th><th>エ 遊漁料 (日券)</th></tr></thead><tbody><tr><td>下閉伊郡岩泉町岩泉清水川龍泉洞橋下流端の<u>上流47m</u>から東北電力株式会社岩泉第二発電所取水えん堤までの間の<u>1,037m</u>の区域</td><td>やまめ <u>いわな</u></td><td><u>4月1日</u>から9月30日までの期間のうち毎年組合が別に定めて公表した期間</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	ア 区域	イ 名称	ウ 期間	エ 遊漁料 (日券)	下閉伊郡岩泉町岩泉清水川龍泉洞橋下流端の <u>上流47m</u> から東北電力株式会社岩泉第二発電所取水えん堤までの間の <u>1,037m</u> の区域	やまめ <u>いわな</u>	<u>4月1日</u> から9月30日までの期間のうち毎年組合が別に定めて公表した期間	[略]
ア 区域	イ 名称	ウ 期間	エ 遊漁料 (日券)														
下閉伊郡岩泉町岩泉清水川龍泉洞橋下流端から東北電力株式会社岩泉第二発電所取水えん堤までの間の <u>990m</u> の区域	やまめ	<u>5月1日</u> から9月30日までの期間のうち毎年組合が別に定めて公表した期間	[略]														
ア 区域	イ 名称	ウ 期間	エ 遊漁料 (日券)														
下閉伊郡岩泉町岩泉清水川龍泉洞橋下流端の <u>上流47m</u> から東北電力株式会社岩泉第二発電所取水えん堤までの間の <u>1,037m</u> の区域	やまめ <u>いわな</u>	<u>4月1日</u> から9月30日までの期間のうち毎年組合が別に定めて公表した期間	[略]														
<p>備考 変更部分は、下線の部分である。</p>																	

4 変更後の遊漁規則の施行日 令和2年1月6日